

島根 更生保護

NO.201

(平成31年4月1日発行)
島根県保護司会連合会

(島根更生保護データ)

保護司総数	494人
保護観察事件	114件
生活環境の調整事件	231件
(31.3.1現在)	



隠岐国分寺蓮華会舞 (隠岐島町役場提供)



ご挨拶

更生保護法人しらふじ
理事長 大野 美 雄

昨年6月、吉長前理事長の後任として就任しました。しらふじの社会的使命を深く知るにつけ、大変な仕事だとしみじみ思います。

しらふじは極めて公益性の高い、100パーセント民間の施設です。刑務所等を出所した人に衣食住を提供し、入所中に仕事をして自立のための資金を蓄えさせるとともに、再犯に至らないよう生活指導をしています。平均入所期間は2ヶ月強です。有難いことに、現在は経済事情が良く人手不足で、協力雇用主の方が絶えず仕事を斡旋して下さいます。

全国で103の更生保護施設がありますが、出所後の帰住先として「島根のしらふじ」へと希望が出ると、職員はどんな遠方も厭わず面接に出向き、受け入れ可否を検討します。

しらふじは特別処遇対象者受け入れ施設の指定も受けています。更生保護施設を帰住先とする人は、犯罪を重ね親族知人から見放され、帰る家も頼る人

も無く、処遇の難しい人が多い中で、今度こそ更生をと誓って真面目に生活する人、反対に度々注意を受ける人、時には無断で居なくなる人もいます。こんなに多くの方が救いの手を差し伸べ、公金も投入されているのに、何だったのかと虚しさがこみ上げて来ることもあります。

保護観察所のご指導はもとより、保護司、更生保護女性会、BBS、篤志家、しらふじ友の会、ボランティア、町内の皆さま等々、善意の方々の物心両面にわたるご支援のお蔭で運営をさせていただいております。中でも松江地区更女城北支部とBBSの皆さまによる、毎月1回の食事支援(カレーライス)は利用者に大好評です。

前理事長が「事業部会」「支援部会」「啓発部会」「地域部会」の4部会制を敷き、全役員がいずれかに所属し、役職員一体となって運営しています。このことは全国的にも類例がなく、大きく注目されているところであります。

入所者を“利用者”と呼び、真心と愛情をもって日々接しています。人ひとり更生に導くことは至難の業ですが、人は変わることが必ず出来ると信じて、施設長以下8人の職員がまことに士気高く、使命感に燃えて日々の職務に精励しています。

着任のごあいさつ



所長 穂坂 英樹

平成31年4月1日付けで中部地方更生保護委員会事務局審査部門から転任となりました。初めての島根県勤務となりますが、当地は出雲大社を始め多くの神々がまつられていることで全国に知られ、歌舞伎元祖の出雲阿国や『怪談』等の文学作品で著名な小泉八雲所縁の文化的水準の高い土地柄でありますので、様々な文化に触れながら、勤務できる喜びと楽しみに満ち溢れているところです。

さて、いわゆる再犯防止推進法の目的は、「国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」とされています。

当地におきましても、保護司を始めとする更生保護関係者各位と心をつなげて、地方公共団体の皆様はもとより、保健・福祉、就労、住居といった関係する民間団体との連携を更に密にして、住民の皆様の安全で安心な暮らしの実現に向けて、微力ながらもこれまで取り組んできた更生保護の発展を更に押し進めることができるよう、真摯に取り組んでいきますので、格別の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。



保護観察官 近藤 由美

この度の異動により、鳥取保護観察所から転任してまいりました。鳥取以外の勤務経験が少ない井の中の蛙です。不慣れな点もあり、皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、人との繋がりを大切に、精一杯職務に取り組んで行きたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。



法務事務官 福丸 若菜

この春の人事異動により、中国地方更生保護委員会から転任して参りました。昨年4月に採用され、1年間、庶務・共済係として勤務していました。関西出身のため、中国地方での生活は昨年の広島県に続き、島根県が2県目となります。

保護観察所での勤務は初めてなので、日々勉強し、学べる限りのことを身に付けたいと思っています。松江保護観察所の一員として、1日でも早く皆様のお役に立てるよう、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 平成31年度春の人事異動について —

【退職者】(平成31年3月31日付)
社会復帰調整官 深貝登志子

【転出者】(平成31年4月1日付)
所長 加藤 雅之
(四国地方更生保護委員会事務局長へ)
保護観察官 糸田 隆
(広島保護観察所保護観察官へ)
法務事務官 大國ゆかり
(山口保護観察所保護観察官へ)

【転入者】(平成31年4月1日付)
所長 穂坂 英樹
(中部地方更生保護委員会統括審査官から)
保護観察官 近藤 由美
(鳥取保護観察所保護観察官から)
法務事務官 福丸 若菜
(中国地方更生保護委員会法務事務官から)

転任のごあいさつ



所長 加藤 雅之

この度、わずか一年で皆様とお別れすることとなり、四月から香川県に赴任することとなりました。島根県に参りました当初、慣れない土地への初めての単身赴任ということで、心細さを感じることもありましたが、皆様の寛容さに助けられ、温かい心遣いに励まされ、何とか本日を迎えることができました。四国に参りましても、この一年の皆様への感謝を胸に微力を尽くしたいと存じます。一年間、誠に有り難うございました。

保護観察官 糸田 隆

松江保護観察所には初任の保護観察官として4年間勤務をさせていただきました。当初は、勝手が分からず戸惑うことも多い毎日でしたが、保護司さんを始めとする更生保護関係者の方々に支えられ、公私ともに大きな事故なく、健康に過ごすことができました。私なりに、対象者の改善更生や犯罪被害者の方のため、また、鳥根県の更生保護のために尽力したつもりではありますが、この4年間を振り返ってみると不十分であったと感じる点も多々あります。新任地である広島保護観察所では、その反省や皆様から教わったことを活かし、これまで以上に職務にまい進してまいります。これまでありがとうございました。

法務事務官 大國ゆかり

地元・島根で勤務する機会をいただき、あっという間の2年間でした。至らぬ部分もありましたが、皆様に御指導いただき、着実に成長することができたと感じています。今春から、山口保護観察所にて保護観察官として新たなスタートを切ることになりますが、松江での経験を糧に、邁進して参ります。

2年間、ありがとうございました。

退職のごあいさつ

社会復帰調整官 深貝登志子

縁あって、2年間の教員生活を経て、再び保護観察所で社会復帰調整官として働くことになったのですが、皆様に温かく迎えていただきとても楽しく働くことができました。感謝しております。保護観察所に勤めてからの計13年間で多くの人と出会い、私の財産になったと思います。4月からも新たな出会いを求めて活動をしていきます。ありがとうございました。



平成31年度松江保護観察所職員一覧表

(平成31年4月1日付)

所長	穂坂英樹	統括保護観察官	井田高志
【企画調整課】		主任保護観察官	近藤由美
課長	上谷淳子	保護観察官	岡健太郎
会計係長	安部寿和	〃	山本侑生子
保護観察官	吉浦菜美子	【社会復帰調整官室】	
法務事務官	福丸若菜	室長	井田高志
【処遇部門】		社会復帰調整官	原敬
統括保護観察官	賀中伸彦	〃	小池順司

平成31年度保護司研修計画

松江保護観察所

1 保護司研修については『保護司研修要綱』に種類が定められていますが、松江保護観察所では平成30年度に引き続き、講義のほか、参加型の研修を行います。

- (1) 新任保護司研修(前期・後期)
前期研修では、保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図ります。
後期研修では、先輩保護司との座談会と、コミュニケーション・面接技法についての体験型の研修を予定しています。
- (2) 処遇基礎力強化研修
保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図ります。そのために、更生保護サポートセンターの活動報告や更生保護施設職員による講義も取り入れることとしています。
- (3) 指導力強化研修
保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につけることを目的とします。

また、インシデントプロセス法による事例検討もを行います。

(※インシデントプロセス法……事例提供者により提示される簡潔で象徴的な出来事(インシデント)に対し、参加者と提供者の質疑応答により情報を収集し、問題を分析して対策を考えていく事例研究法。)

- (4) 地域別定例研修(年3回)
実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的とします。
- (5) 特別研修
処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強することを目的とします。

2 平成31年度の保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。

- (1) 新任保護司研修(前期)①平成31年6月3日(月)
新任保護司研修(前期)②平成31年12月2日(月)
- (2) 新任保護司研修(後期) 平成31年11月6日(水)
- (3) 処遇基礎力強化研修 平成31年9月3日(火)
- (4) 指導力強化研修 平成31年10月3日(木)
- (5) 特別研修(テーマ未定) (未定)
- (6) 特別研修(テーマ未定) (未定)

※平成31年4月30日の翌日に新元号となりますが、便宜上の平成標記としています。

平成31年度 地区担当官及び地区担当官不在時の代理官

地区担当官	保護区等	代理官
賀中伸彦	隠岐	井田高志
井田高志	雲南	賀中伸彦
近藤由美	出雲	賀中伸彦
	邑智	岡健太郎
	浜田	岡健太郎
岡健太郎	安来	山本侑生子
	松江	井田高志
	大田	山本侑生子
山本侑生子	益田	近藤由美
	しらふじ	近藤由美

3 平成31年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。

- 第1期「遵守事項と良好・不良措置」
- 第2期「生活環境調整」
- 第3期「外部講師による講義」(講師未定)
- 第4期(実施しない)

保護観察対象者の就労支援に関する松江保護観察所、 益田市、益田地区保護司会との三者協定について

当庁は平成31年2月27日、保護観察対象者の就労支援に関する協定を、島根県益田市と益田地区保護司会との三者で締結した。

最新の保護統計年報によれば、刑務所出所者等の再犯率は、無職者が有職者の3倍以上であり、保護観察対象者の再犯・再非行の防止には、就労の確保が何よりも重要であり、同様の協定は、全国56の自治体で締結されているが、島根県内では初めての試みです。

本人たちが従事する業務は臨時職員で、就労意欲のある18歳以上22歳未満の者が対象となるが、この協定は、本人たちに「居場所」と「出番」を与えるだけではなく、保護観察対象者を行政が雇用・支援することで、その意義を広報する効果もあり、住民の理解も深まり、非行をした本人たちの立ち直りに繋がることから、本協定を契機に、島根県内の他の自治体にも広げていけるよう努めていきたいと思っております。



県保連だより

平成31年3月22日(金)松江エクセルホテル東急において、平成30年度第2回島根県保護司会連合会理事会が開催され、次の議題が審議され、いずれも承認されました。

- (1)平成30年度予算執行状況について
- (2)平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)について



更生保護制度施行70周年記念大会が、 全国・中国・島根県で次のとおり開催されます。

- 「更生保護制度施行70周年記念全国大会」
平成31年10月7日(月)に東京都で開催
- 「第25回中国地方更生保護大会」
平成31年10月30日(水)に鳥取県鳥取市で開催
- 「更生保護制度施行70周年記念 第24回島根県更生保護大会」
平成31年11月21日(木)に島根県大田市で開催

平成31年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との密接な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の進展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、松江保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 保護観察所が行う地域別定例研修を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 松江保護観察所と連携し、地方公共団体等の行政に積極的に働きかけ、犯罪予防活動の推進、更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校教育機関との連携を密にすることにより非行・犯罪予防活動を積極的に推進し、地域社会の浄化に努める。
- (3) 第69回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として、効果的な運営を行う。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体等に配布することにより、更生保護思想の一層の浸透を期する。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、犯罪予防活動の普及を一層推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の拡大に努めるとともにその活動を支援する。

- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者等の就労支援に寄与する。
- (6) 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、保護観察所及び地方公共団体並びに民間団体と連携して再犯防止施策の推進に協力する。

4 更生保護制度施行70周年記念大会の共催等

- (1) 関係機関・団体と共催して、平成31年11月21日「更生保護制度施行70周年記念 第24回島根県更生保護大会」を大田市で開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の一層の充実・発展を期す。
- (2) 平成31年10月7日に東京都で開催される「更生保護制度施行70周年記念全国大会」に参加、協力する。
- (3) 平成31年10月30日に鳥取県で開催される「第25回中国地方更生保護大会」に参加、協力する。

5 「島根更生保護70年史」の発行

- (1) 平成32年1月1日の発行にむけ「島根更生保護70年史」の編集事業に取り組む。

6 慶弔の実施

- (1) 島根県保護司会連合会慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

7 退任保護司の優遇

- (1) 島根県功労保護司優遇規程に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

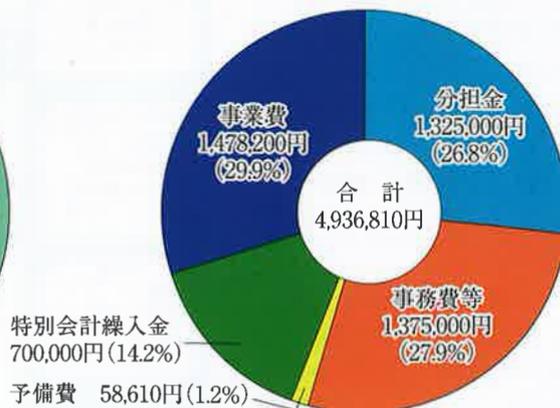
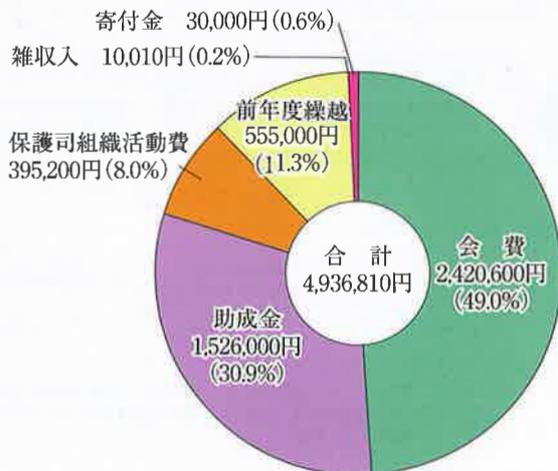
8 その他

- (1) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。
- (2) 本連合会の目的達成のため、必要に応じてその他の事業を実施する。

平成31年度収支予算

収入

支出



行政が就労支援に積極的対応

益田地区保護司会

先般、2月27日市民学習センター多目的ホール（益田市）において、益田市・松江保護観察所・益田地区保護司会の3者により益田市が保護観察対象者を臨時職員として雇用するための協定書の調印式が行われました。益田市からは益田市長、市議会正副議長、市議、福祉環境部長及び課長の計7名、松江保護観察所からは加藤所長、井田統括保護観察官、益田地区保護司会からは大内会長をはじめ副会長、事務局の計9名、総勢18名で新聞各社も来訪しました。調印式では山本浩章市長、加藤雅之所長、大内宗泰会長の調印及びあいさつが行われました。

内容は、益田市在住の18歳以上22歳未満の保護観察処分を受けたり、少年院を仮退院した若者を市の臨時職員として採用します。

市は仕事の内容などを観察所に伝え、同所は要件を満たした対象者を保護司会に通知、保護司会は対象

視点

焦点

者を市へ推薦します。市は推薦された対象者を書類と面接で審査し、採用を決定します。

当会は波田英機保護司の発案で平成16年9月から同制度を導入している長崎県大村市の大村サポートセン

ター（大村保護司会）を訪問してノウハウを得ました。又、その際同行された益田市議会の寺井良徳議員の理解を得て議会での代表質問等の後押しがあり、当会でも平成28年の再犯防止法施行と平行して意識が高まりました。又、益田市役所の石川秀文福祉環境部福祉総務課長のご尽力と松江保護観察所のご協力、アドバイスによりここに締結となりました。

全国では56の自治体ですすでに締結されているようですが県内では初めてであり期待と不安の中、市及び観察所と再三の協議を続けました。

調印式でのあいさつの中で市長の当取組への協力と「再犯防止のため、息の長い支援が必要」、加藤所長の「先進的な取り組み」、大内会長の「行政が支援を行うことが意義深い」等のおことばを重く受けとめ、近い将来に対象者の雇用がなされることを期待します。

地区だより

物証

大田地区 銀山子

大田市以西（石見地区）の保護司会が集い、毎年開催されている会がある。

益田、浜田、邑智、大田の各保護司会が順次当番となり、会場、宿泊の手配等のお世話をし更生保護に関する諸問題を協議する「石見地区保護司代表者会議」である。

平成20年頃までは各地区の正副会長、事務局長が出席、観察所長にアドバイザーとして出席していただいていたが、「観察所から企画調整課長に来てもらおう」「それなら県保連からも会長、事務方に来てもらおう」ということになった。そのころ（平成23年ころか？）当時の浜田の会長から「銀山子さん、この会はいつごろから始まったのか」と質問された、銀山子さんが知るよしもなく、調べてみますと答えた。早速、大田の元会長を訪ね聞いてみると、黒い手帳をめくりながら「昭和54年江津で」と返答があった。見せてもらおうと「西部地区会長会」とあり、これが現在の会の前身であると説明を受けた。翌年のこの会で報告した。

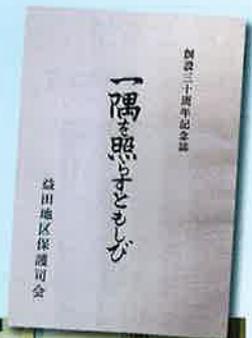
その後数年はこのことは話題にならなかったが、銀山子としては第2回目は昭和55年にどこで開催されたか知りたい。それが分かれば昭和54年第1回説が証明されたことになる。

昨年は大田の当番で、三瓶温泉で開催され盛会であった。本会議の後の意見交換会の閉会の挨拶でこ

の会の回数は前述の経過により次は第41回に決定してはどうかと提案した。承認。

今年に入って「更生保護70年史誌」の原稿作成の為、古い資料を調べていたら「一隅を照らすともしび」という益田保護司会創設30周年記念誌が出て来た（これがなぜ銀山子宅にあるのか謎だ）その年表によると昭和55年9月「石見地区会長会益田で開催」とある。捜していた第2回目に間違いはない。全くの偶然ではあるが証明できた。

終わりに昨年の会（*第40回）の写真と、物証である「一隅を照らすともしび」の写真を掲載させていただきます。（完）



シリーズ サポートセンターだより ー雲南更生保護サポートセンター紹介ー

雲南更生保護サポートセンターは、平成25年4月1日雲南市三刀屋町永井隆記念館に隣接する三刀屋交流館の一室を雲南市長様・市当局のご教導と住民の皆様の温かいご理解とご協力により開設させていただきました。

以来、更生保護に限らず地域の相談拠点として周知・利用の促進を図るとともに、雲南地区保護司会の事務局運営と活動の充実を目指してきました。

先の第二次大戦による長崎原爆で自ら被災し苦痛に耐えつつ、被爆者の医療に身を捧げられた永井隆記念館の建て替えにより、雲南市木次町にある雲南勤労青少年ホームの2階に、平成30年4月2日移転しました。

サポートセンターは、40㎡の事務室に5名の企画調整保護司が土・日・祝祭日を除き、午前8時30分～午後2時30分まで交代で駐在し、その任務に携わっています。

環境は、日本さくら名所百選に認定された「斐伊川堤防桜並木」上にあります。神話が語り継がれる斐伊川の清流に沿って2kmの桜のトンネルの

上流に位置しており、センターの窓から見る満開の桜花は言うまでもなく花吹雪の嵐にも花びらを敷き詰めた絨毯にも感動します。

自然豊かな雲南地区（雲南市、奥出雲町、飯南町）は、近年、非行や犯罪が減少しました。これは、一つには、サポートセンター設置及び犯罪予防活動に力点を置く取り組みの成果と言えるものと自負しております。

私たちは、旧町村を単位とした支部の地域活動を重点に、市や町及び関連機関・団体をはじめ、地域住民との対話を深め、ご理解とご支援をいただきながら更生保護活動に引き続き努力したいと誓い合っています。（文責、山本勝昭）



協会の動き

平成31年3月22日(金)松江エクセルホテル東急において、平成30年度更生保護法人島根県保護観察協会の役員会が開催され、次の議題が審議され、いずれも承認されました。また、役員会の席上、本協会に多くの浄財をご寄付いただいた松江地区保護司会会長石川正伸氏に法務大臣感謝状が伝達されました。

- (1)平成30年度予算執行状況について
- (2)平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)について



更生保護施設に対する御下賜金について

平成30年12月23日の天皇誕生日に当たり、更生保護事業御奨励の思召しをもって、更生保護法人しらふじに対し御下賜の御沙汰があり、同月26日、松江保護観察所会議室において、松江地方検察庁佐藤検事正をはじめ、多数の御来賓の御臨席のもと、松江保護観察所加藤所長から、更生保護法人しらふじ大野理事長に伝達されました。



敬弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。
元保護司 加田 恵 康 (出雲)
(平成31年1月20日逝去)
元保護司 本 多 昭 人 (雲南)
(平成31年2月11日逝去)

(表紙写真説明)

隠岐国分寺蓮華会舞

隠岐国分寺は後醍醐天皇の行在所と伝えられています。隠岐国分寺の「蓮華会舞」は毎年4月21日(弘法大師命日の1月遅れの忌日)に本堂前特設舞台上「眠り仏之舞」「獅子之舞」「太平楽之舞」「麦焼の舞」「竜王之舞」「山神貴徳の舞」「仏之舞」の七曲が奉納公演されます。(文 隠岐地区保護司会 道坂博旨)